

平成22年度中津川市選奨生募集要項

学業に対する意欲と能力を有しながら、経済的理由により修学が困難とみられる方に対し、有用な人材を育成することを目的として、奨学資金の貸付けを実施します。

1 資格要件

- ・本人の生計を維持する者が市内に住所を有していること。
- ・学校教育法に規定する次の学校に在学していること。
大学（短期大学を含む。専攻科、別科、大学院を除く。）、専修学校（高等課程、専門課程）、高等学校（特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校（専攻科を除く。）
- ・経済的理由により修学が困難な者であること。
- ・学術又は技能が優秀で健全かつ修学の意思が強固な者であること。

注1 経済的理由により修学が困難な者の収入の基準は、日本学生支援機構奨学金の収入の基準に準じます。

注2 学術又は技能が優秀な者の基準は、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の成績又は高等学校（中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含む。）2年生以上の在学者にあっては、その学校の成績が5段階評価に換算して概ね2.5以上、高等学校（中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含む。）の成績又は大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む。）2年生以上の在学者にあっては、その学校の成績が5段階評価に換算して概ね3.0以上です。

注3 成績要件の適用については、特別支援学校の高等部在学者及び大字加子母、大字付知町、大字田瀬、大字下野、大字福岡又は大字高山の区域に住所を有し、高等学校へ通学する者は除きます。

2 貸与額とその時期

学校種別	貸与額	貸与の時期	貸与期間
高等学校（特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程）	年額36万円以内	7月と1月の2回に分割して貸与	在学する学校の正規の修学年限を超えない期間内
専修学校の高等課程			
高等専門学校			
大学（短期大学）	年額60万円以内		
専修学校の専門課程			

3 願書受付期間と提出先

受付期間 平成22年3月12日（金）から平成22年4月12日（月）まで
提出先 中津川市教育委員会教育企画課、お近くの各総合事務所奨学金担当

注1 平成19年6月から中津川市教育委員会は、JR中津川駅前「中津川市にぎわいプラザ4階」に移転しています。

注2 郵送による書類の提出は不可とします。

4 提出書類（必要書類を整えるためには、手数料が必要となりますが、ご了承ください。）

- (1) 選奨生採用願書（様式第1号）
- (2) 同一生計内で生活する者の住民票の写し（全項目が入ったもの）
- (3) 在学する学校長若しくは学長又は出身の学校長若しくは学長の発行する選奨生推薦調書（様式第2号）
- (4) 学業成績証明書
- (5) 所得課税証明書（父、母どちらにも収入がある場合は両方又は保護者のもの）
- (6) 健康診断書（様式第3号）
- (7) 自宅付近地図（様式第4号）

注1 (1)は、記入例を参照して記載してください。

注2 (2)、(5)は、市役所市民課、各総合事務所、各コミュニティセンター、保健センター（健康福祉会館）、市民病院、にぎわいプラザサービスコーナー、中央図書館で取得することができます。

注3 (3)、(4)は、最終出身学校又は在学している学校に依頼してください。

注4 (6)は、医療機関で健康診断を受診し、医師が記入したものを提出してください。

5 貸与者の選考及び決定

5月に開催予定の「中津川市選奨生選考会」により、成績、収入基準などを考慮して選奨生を選考し、教育委員会が貸与者を決定後、願書を提出いただいた方全員に結果を通知します。

6 誓約書及び添付書類の提出

貸与決定の通知後10日以内に、次の書類を提出していただきます。

- (1) 誓約書
- (2) 連帯保証人2人それぞれの「印鑑登録証明書」
- (3) 口座振込依頼書（保護者の口座）

注1 (2)の連帯保証人は、2人です。1人は、本人の保護者とします。もう1人は、市内在住の20歳以上65歳以下の方で、本人とは別世帯でかつ独立した生計を営む者とします。

注2 (3)の振込先金融機関は、保護者の口座を記入してください。

7 貸付方法

貸与期間の毎年7月と1月の2回に分割して口座振込依頼書に記載された保護者の口座へ振込みにより貸与します。

8 返済方法

借入れ終了後、返済を1年間据え置いた後、借用証書と返済計画表を提出していただき、その計画に基づき返済していただきます。返済期間は、借入れ年数に2を乗じた年数の期間内です。返済月は6月と12月の2回またはどちらか1回です。その時期になりましたら、保護者宛に納付書を送付しますので、金融機関で納付をお願いします。

注1 借用証書と返済計画表には、本人、連帯保証人2人の記名押印（連帯保証人は印鑑登録印）が必要となります。

9 その他

貸与期間中又は据置期間中において次のいずれかに該当するときは、教育委員会へ届出が必要です。

- (1) 休学（留学した場合も含む。）または復学したとき。
- (2) 転校したときまたは退学したとき。
- (3) 本人及び連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に異動があったとき。
- (4) 転科、転学など学業の内容に異動が生じたとき。
- (5) 奨学資金の貸与額を変更したいとき。
- (6) 奨学資金の貸与を辞退したいとき。
- (7) 上級の学校に進学し、返済猶予をしたいとき。

注1 退学をされたときは、直ちに借用証書と返済計画表を提出し、その計画に基づき返済していただきます。その場合は、返済の据え置き期間はありません。

《お問い合わせ》 中津川市栄町1番1号 中津川市にぎわいプラザ4階
中津川市教育委員会 教育企画課 電話 0573-66-1111（内線 4213）